

工場等判断基準の基準部分に係る見直しについて

平成30年1月25日 資源エネルギー庁 省エネルギー課

工場等判断基準の概要

- 『工場等判断基準*』とは、エネルギーを使用し事業を行う事業者が、エネルギーの使用 の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を、経 済産業大臣が定め、告示として公表したもの。
- ※工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年経済産業告示第66号)
- 各事業者は、この『工場等判断基準』に基づき、エネルギー消費設備ごとや省エネルギー分野ごとに、**運転管理や計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置**のうち、該当するものについて管理標準を定め、これに基づきエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。
- 『工場等判断基準』の構成は、「I エネルギーの使用の合理化の基準(基準部分)」と「Ⅱ エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置(目標部分)」で構成されている。
- 国は定期報告において判断基準の遵守状況等を特定事業者等に報告させて省 工ネ取組の評価に活用しており、また現地調査や立入検査等の法執行におい ても判断基準の遵守状況等を確認している。

工場等判断基準の見直しに関する勉強会について

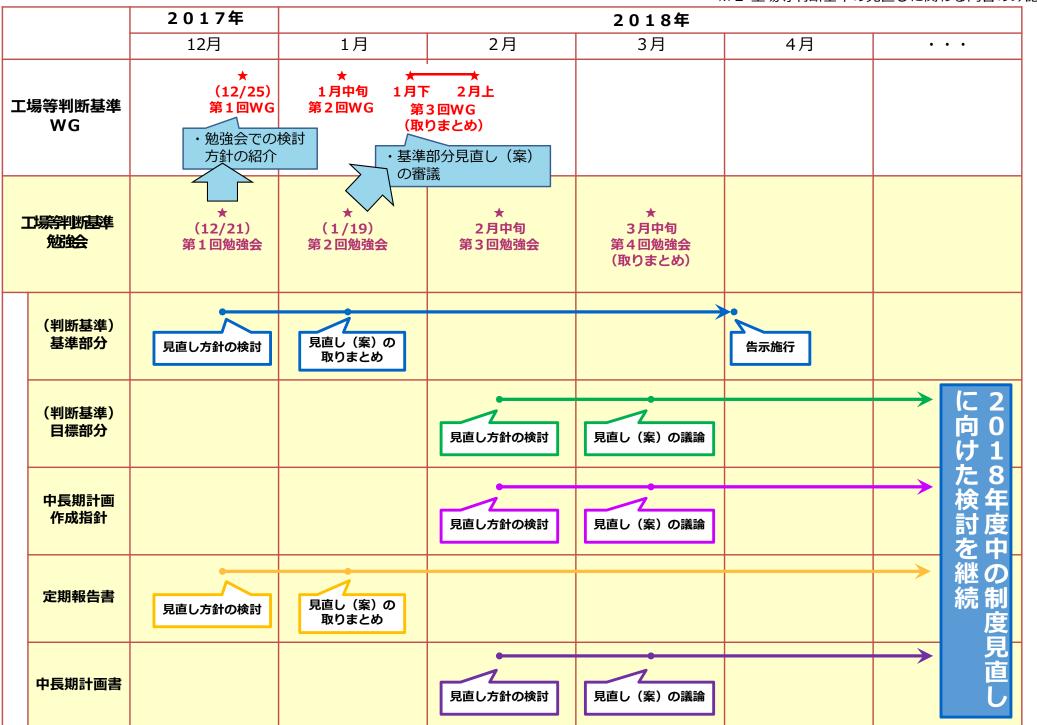
- 平成20年の省エネ法改正において、「事業所単位規制」から「事業者単位規制」に移行し、エネルギー管理統括者※1やエネルギー管理企画推進者※2の配置が義務付けられたが、<u>判断基準</u>は従来の現場のエネルギー管理を想定したエネルギー消費設備ごとや省エネルギー分野ごとの構成や規定を踏襲している。
 - ※1 事業経営の一環として、事業者全体の鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る者(役員クラスを想定)
 - ※2 エネルギー管理統括者を実務面から補佐する者
- しかし、現場のエネルギー管理に基づく判断だけでは設備投資等の意思決定に直接結びつけることは困難である。 現場のエネルギー管理業務と経営層によるエネルギー管理の統括業務を強く 結びつけることによって、事業者としてのエネルギー管理のPDCAサイクルを効果的に回すことができるようになり、 真に必要なエネルギー管理及び投資判断を行うことが可能となる。
- 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会においても、 現場のエネルギー管理だけでは大規模な省エネ投資は進みにくく、エネルギーミックスに掲げる 省エネ対策を促進するためには、経営層を巻き込んだ省エネ取組を喚起する必要があるという 旨の議論が行われ、平成29年8月4日に取りまとめられた「省エネルギー小委員会 意見」にも 記述されている。
- これらを踏まえ、エネルギー管理統括者等の経営層を巻き込み、現場のエネルギー管理を踏まえた投資判断を促進するとともに、エネルギー管理企画推進者等を通じて現場と経営を繋ぐ役割を強化するような判断基準に見直すことが必要ではないか。

工場等判断基準の見直しに関する勉強会での検討

- 工場等判断基準に加え、当該基準に関連のある省エネ法関係法令についても見直しの検討を行う。
- ① 工場等判断基準 【基準部分及び目標部分】 (告示)
- ② 中長期的な計画の作成のための指針(告示)
- ③ 定期報告書(省令)
- ④ 中長期計画書(省令)
- 検討スケジュールは以下の通り。なお、検討内容については工場等判断基準WGに適 宜報告し、御審議いただく。
 - ・第1回勉強会(12月21日) : 基準部分の見直し方針の議論
 - ・第2回勉強会(1月19日) : 基準部分の見直し(案)の議論・取りまとめ
 - ・第3回勉強会(2月中旬予定):目標部分および中長期計画作成指針等の議論①
 - ・第4回勉強会(3月中旬予定):目標部分および中長期計画作成指針等の議論②
 - → その後も議論を継続予定

工場等判断基準等の見直しスケジュールについて(案)

- ※1 2018年1月現在の想定
- ※2 工場等判断基準の見直しに関わる内容のみ記載



工場等判断基準の構成 【基準部分】

今回の審議の対象

<前段>

事業者及び連鎖化事業者が工場等全体を俯瞰して取り組むべき事項として以下のア〜クまでの8項目を規定

ア. 管理体制を整備

- オ.取組方針、遵守状況の評価手法を定期的に精査、変更
- イ. 責任者(エネルギー管理統括者)を配置
- 力. 省エネに必要な資金、人材を確保
- ウ. 取組方針(目標、設備の新設・更新)を規定
- キ. 従業員に対して、取組方針を周知、省工ネ教育を実施
- 工. 取組方針の遵守状況を確認・評価、改善指示
- ク. エネルギー使用量、管理体制、取組方針等の管理

1 事務所:主要な設備について、その管理、計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置の基準を規定

(1)空気調和設備、換気設備

(5)発電専用設備、コージェネレーション設備

(2)ボイラー設備、給湯設備

(6)事務用機器、民生用機器

(3) 照明設備、昇降機、動力設備

(7)業務用機器

(4) 受変電設備、BEMS

(8) その他

2 工場等:エネルギーの使用に係る各過程について、その管理、計測・記録、保守・点検、新設に当たっての 措置の基準を規定

(1)燃料の燃焼の合理化

(4) 熱の動力等への変換の合理化

(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化

(5) 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止

(3) 廃熱の回収利用

(6) 電気の動力、熱等への変換の合理化

I 基準部分

(参考)工場等判断基準の構成 【目標部分】

<前段>

- 事業者及び連鎖化事業者が中長期的に努力し、計画的に取り組むべき事項について規定
- 設置している工場全体として又は工場等ごとに、エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的 にみて年平均1%以上低減の努力
- ベンチマーク達成に向けての努力
- ISO5001の活用の検討 等

1-1 事務所:主要な設備について、事業者として検討、実施すべき事項を規定

(6) 昇隆機 (1)空気調和設備 (5) 照明設備 (2)換気設備 (7) BEMS

(3)ボイラー設備 (8) コージェネレーション設備

(4)給湯設備 (9) 電気使用設備

目標部分

1-2 工場等:主要な設備について、事業者として検討、実施すべき事項を規定

(1) 燃焼設備 (5)電気使用設備 (2)熱利用設備 (6) 空気調和設備、給湯設備、換気設備、昇降機等 (3) 廃熱回収装置 (7) 照明設備

2. その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

(4) コージェネレーション設備

- (1) 熱エネルギーの効率的利用のための検討 (4) エネルギーの使用の合理化に関するサービス提供事業者の活用
- (2) 余剰蒸気の活用等 (5) エネルギーの地域での融通
- (3) 未利用エネルギーの活用 (6) エネルギーの使用の合理化ツールや手法の活用
 - (7) エネルギーの使用の合理化に関する情報技術の活用

(8) T場エネルギー管理システム